

精神障がい者地域生活支援事業（南空知圏域）委託業務 プロポーザル企画提案説明書

- 1 事業名
精神障がい者地域生活支援事業（南空知圏域）委託業務
- 2 目的
精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設等地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援を推進する。
- 3 事業の内容
別添、「精神障がい者地域生活支援事業実施要綱」のとおり
- 4 委託契約の方法等
 - (1) 契約方法
随意契約
 - (2) 契約の相手方の選定
当該委託業務の遂行方法について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。
【理由】
精神障がい者等の地域生活移行に当たっては、相談支援業務に係る専門的知識や実務経験のみならず、市町村や関係機関による連携体制の構築、研修会等の開催等、総合的な業務処理能力が必要とされる。
また、当該事業は、地域の精神科病院・施設等と連携を図り、各地域の地域特性や資源に対応した円滑な地域移行及び地域生活の維持を支援するための取組であることから、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することは困難である。
これらのことから、業務処理能力全般について、総合的な審査が可能なプロポーザル方式を採用する。
 - (3) 契約期間
令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで
 - (4) 契約書及び業務処理要領
選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。
- 5 予算額上限
4,734千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 6 企画提案を希望する者に必要な資格
次のいずれの要件も満たす団体であること。
 - (1) 障害者総合支援法（平成24年法律第51号）第29条第1項の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者又は同法第51条の14第1項の指定を受けた指定一般相談支援事業者を運営する法人であること。
 - (2) 道内に主たる事務所を有する法人であり、精神障がい者を対象とした事業を実施していること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
 - (9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税

- (10) 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 プロポーザル選定基準

企画提案書に記載された内容について、次の選定基準により評価する。

- (1) 企画提案事業者の業務遂行能力について
 - ア 業務処理体制の確保
 - イ 業務遂行スケジュール
- (2) 事業の具体的内容について
 - ア 支援の実施
 - イ 事業の効果分析等
- (3) 空知総合振興局保健環境部保健行政室等との連携体制について
 - ア 空知総合振興局保健環境部保健行政室との連携
 - イ 他機関との連携

8 手続等

(1) 担当部局

北海道空知総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課

担当：保健係 主任 草刈

住所：岩見沢市8条西5丁目

電話：0126-20-0121（直通） F A X：0126-22-2514

(2) 参加資格審査申請書の提出

企画提案をしようとする者は、事前に参加資格審査申請書を提出すること。

- ア 提出部数 1部
- イ 提出場所 8の(1)に同じ
- ウ 提出期限 令和5年（2023年）2月24日（金）午後5時まで
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による
- オ 参加資格審査申請書 別紙様式による
- カ 暴力団排除に関する誓約書を添付すること

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出要請 参加資格を有する参加表明者へは、企画提案書の提出要請書を改めて送付する。
- イ 提出部数 10部
※事業者名を記入したもの～1部、事業者名を記入していないもの～9部
- ウ 提出場所 8の(1)に同じ
- エ 提出期限 令和5年（2023年）3月3日（金）午後5時まで
- オ 提出方法 8の(2)エに同じ
- カ 企画提案書の内容 企画提案書は別紙様式の記載内容に基づき作成すること。（A4縦判）

(4) 参加資格審査申請書及び企画提案書の交付場所

8の(1)に同じ

なお、空知総合振興局保健環境部保健行政室のホームページにおいてダウンロードすることができる。（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/index.htm>）

(5) プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。

なお、ヒアリングには、当該委託事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

9 その他

- (1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- (2) ヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。